



## 5 ご注意

- 補償期間は加入依頼書(払込取扱票)に押印された郵便局の日附印押印日の翌日午前0時より郵便局の日附印押印日の翌年応当日午後4時までとなります。2年補償の場合は2年後の応当日午後4時、3年補償の場合は3年後の応当日午後4時までとなります。ご継続はできませんのでご注意ください。
- 加入者証のお届けは、加入月の約3ヶ月後となりますので、それまでは郵便振替の払込票兼受領証が補償制度の加入の証となります。高、加入者証が届きましたら裏面に契約に関する重要事項の記載が有りますので必ずご覧ください。
- 補償期間中に車両の譲渡、廃車(買い替えの場合も含む)を行った場合はこの補償制度の対象外となり、その事実が発生した時にこの補償は失効します。また、補償期間中にKAZE会員を脱退されると補償できませんのでご注意ください。
- この補償制度により保険金を受け取られた場合、補償は終了致します。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
  - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
  - ・他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
  - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
- 既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ご加入後に住所等を変更した場合は、事前に下記「お問い合わせ先」(株)カワサキライフコーポレーションにご連絡下さい。
- 法人の加入はできません。車検証及び軽自動車届出済証等の使用者欄が法人の場合も加入できません。
- 新車登録日より2ヶ月を経過した場合(郵便振替日附印押印日が登録日の2ヶ月後応当日を超える場合)は加入できません。
- 加入依頼書に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金のお支払いができないことがありますので、ご注意ください。
- 補償制度の運営にあたって東京海上日動火災保険(株)の動産総合保険を利用しております。この動産総合保険は(株)ブライートを保険契約者とし、加入依頼のあったカワサキ製輸入二輪車購入者を被保険者とする動産総合保険(二輪車盗難商品付帯契約特約条項、二輪車盗難シロのみ担保特約条項等セット)契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は(株)ブライ特有します。このパンフレットは動産総合保険の概要を説明したものです。詳細は保険約款によりませんが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)の担当営業課にお問い合わせ下さい。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
  - ※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
  - <重大事由による解除について>
- 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
  - ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入した保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
  - ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会勢力に該当すると認められた場合
  - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺的行為があった場合 等
- この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
  - <引受保険会社>幹事保険会社：東京海上日動火災保険(株)(引受割合90%)、非幹事保険会社：損害保険ジャパン日本興亜(株)(引受割合10%)

### ■個人情報の取り扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社の本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

### ■補償の重複に関するご注意

- ・補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

### 【お問い合わせ先】

・お申し込みの場合は

**株式会社ブライト内**  
KAZE盗難補償制度係

神戸市中央区築町2丁目2番2号  
TEL 078-326-6515

・KAZEについてのお問い合わせは

(株)カワサキモータースジャパン KAZEフリーコール 0120-100819  
受付時間：月～金曜日 [9時～12時 13時～17時] (祝日・規定休日除く)

・万一事故が起きた場合は/その他補償に関するお問い合わせは  
<取扱代理店>

(株)カワサキライフコーポレーション  
明石営業所  
明石市川崎町1-1  
TEL 078-922-0363

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険(株)(幹事)  
担当課：神戸支店営業第二課  
神戸市中央区海岸通7丁目第2神港ビル  
TEL 078-333-7225  
損害保険ジャパン日本興亜(株)(非幹事)

### 一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sopnpo.or.jp/)

**0570-022808** IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
(通話料有料) 受付時間：平日午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます)  
(2020年1月作成) 19-T05941

2020.03.01～2021.03.01補償開始分まで有効



# KAZE盗難補償制度(ブライト扱い)